

令和7年度 違法駐車取締活動方針

旭川東警察署においては、下記の地域・路線を重点に駐車違反取締り活動を推進します。

ただし、違法駐車の状態や交通事故の発生等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の実施します。

活動地域	◎ 最重点地域 地 域 永山地区 永山3条4丁目から5丁目、永山11条4丁目から永山町3丁目 を囲んだ範囲及びその周辺
活動路線	◎ 最重点路線 路 線 国道39号 旭川市永山2条1丁目から旭川市永山3条12丁目 までの間及びその周辺

旭川方面旭川東警察署